



山形県公報

令和4年4月5日(火)
第294号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定	(循環型社会推進課)	…332
○指定居宅サービス事業者の指定	(庄内総合支庁地域保健福祉課)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…333
○指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	…同
○山形県指定有形文化財の指定	(文化財活用課)	…同
○山形県指定有形文化財の指定の解除	(同)	…同
○農地を利用する権利の設定の裁定	(農業経営・所得向上推進課)	…334
○肥料登録の有効期間の更新	(農業技術環境課)	…同
○公共測量の終了の通知	(農村計画課)	…同
○同	(同)	…335
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…336
○同	(同)	…同
○土地改良区の役員の退任の届出	(村山総合支庁農村計画課)	…同
○土地改良区の役員の就任の届出	(同)	…337
○土地改良区の定款変更の認可	(置賜総合支庁農村計画課)	…338
○同	(同)	…同
○道路の区域の変更	(村山総合支庁西村山建設総務課)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…339
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○県道の供用の開始	(同)	…同
○同	(同)	…340
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(最上総合支庁建設総務課)	…同
○最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日	(同)	…341
○最上中央公園の利用料金	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…343
○都市計画事業の認可の告示	(都市計画課)	…同
○都市計画事業の変更の認可	(下水道課)	…344
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防・災害対策課)	…同
○指定港湾施設の利用時間等及び休業日等	(空港港湾課)	…同
○指定港湾施設の利用料金	(同)	…345
○道路の位置の指定の廃止	(村山総合支庁建築課)	…同
○開発行為に関する工事の完了	(同)	…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正…………… 346
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正…………… 同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（税政課）… 同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（市町村課）… 348
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）… 349
- 一般競争入札の中止……………（教育庁）… 352
- 一般競争入札の公告……………（警察本部）… 同

告 示

山形県告示第266号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定区域	埋立地の区分
米沢市大字築沢字中山南7023番4の一部、 7023番5の一部及び7023番6の一部	令第13条の2第1号の埋立地

山形県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人やまごや	訪問看護ステーションやまごや 鶴岡市末広町5番22-201号(マリカ西館 2階)A-3	訪 問 看 護	令和4.4.1

山形県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人光風会	介護老人保健施設シェ・モワ 酒田市緑町13番37号	訪問リハビリテー ション	令和 4. 4. 1

山形県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社愛ネット	愛ネット さかた 酒田市ゆたか二丁目14番2号-A	訪 問 介 護	令和 4. 4. 3

山形県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人光風会	介護老人保健施設シェ・モワ 酒田市緑町13番37号	介護予防訪問リハ ビリテーション	令和 4. 4. 1

山形県告示第271号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
彫刻の部	銅造毘沙門天立像	1 軀	宗教法人 法音寺	米沢市御廟一丁目5番32号
典籍の部	三部抄	1 帖	山形市	山形市旅籠町二丁目3番25号

山形県告示第272号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	旧所有者	旧 所 有 者 の 住 所
工芸品の部	太刀 銘守家造	1口	門山鋭子	酒田市曙町二丁目26番9号
	短刀 無銘伝当麻	1口	門山鋭子	酒田市曙町二丁目26番9号

山形県告示第273号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
東置賜郡川西町大字上小松字大日2846-1	田	1,397
東置賜郡川西町大字上小松字大日2846-5	田	70

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として耕作すること	令和4年6月	10年	73,350円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第274号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県第472号	米ぬか油かす及びその粉末	米糠油粕粉末16	窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0		コーユ株式会社	酒田市松美町13番地212	令和10.3.28
山形県第473号	同	粒状米ぬか油粕16	同		同	同	同

山形県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村山市西部土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
村山市大槇地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年7月26日から平成30年3月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新庄土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市大字本合海地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年8月23日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡川西町大字高山地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年8月3日から平成31年3月8日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白川土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡川西町大塚地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年9月3日から令和2年2月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第279号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
天童市大字奈良沢地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年10月11日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町大字及位地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年10月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第281号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡舟形町大字富田地内及び同郡大蔵村大字赤松地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 野 宏 昭	天童市北目四丁目1番25号
同	押 野 弘 行	同 小関二丁目4番68号
同	奥 山 茂 隆	同 大字成生604番地
同	那 須 敬	同 矢野目1387番地
同	山 崎 諭	同 蔵増甲1067番地

同	熊 澤 助 一	同	窪野目156番地の3
同	土 屋 義 一	同	貫津11番地
同	瀬 野 輝 雄	同	高揃南67番地
同	佐 藤 圭 一 郎	同	高揃北2185番地1
同	土 屋 健 吾	同	長岡45番地
監 事	黄 木 淳 一	同	大清水267番地
同	山 澤 久 也	同	塚野目甲328番地
同	見 澤 正 俊	同	清池52番地

山形県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 野 宏 昭	天童市北目四丁目1番25号
同	押 野 弘 行	同 小関二丁目4番68号
同	清 野 明 信	同 大字成生178番地
同	那 須 敬	同 矢野目1387番地
同	山 崎 諭	同 蔵増甲1067番地
同	熊 澤 助 一	同 窪野目156番地の3
同	土 屋 義 一	同 貫津11番地
同	石 山 重 美	同 高揃南91番地
同	佐 藤 圭 一 郎	同 高揃北2185番地1
同	土 屋 健 吾	同 長岡45番地
監 事	細 矢 敏 和	同 大清水483番地の8
同	山 澤 久 也	同 塚野目甲328番地

同	見 澤 正 俊	同	清池52番地
---	---------	---	--------

山形県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
白鷹町土地改良区
- 2 事務所の所在地
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日
令和4年3月29日

山形県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日
令和4年3月30日

山形県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2482番2から 同 2481番まで	旧	11.8メートル } 9.1	メートル 44
同 上	新	16.9メートル } 11.5	同 上

山形県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2401番1から 同 2399番2まで	旧	13.2メートル } 7.4	メートル 61
同 上	新	25.9メートル } 7.4	同 上

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番74から 同 542番まで	旧	15.2メートル } 6.3	メートル 51
同 上	新	21.1メートル } 6.3	同 上

山形県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番7から 同 1162番まで	旧	9.9メートル } 7.2	メートル 28
同 上	新	20.2メートル } 11.4	同 上

山形県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供

する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 中山三郷寒河江線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2482番2から
同 2481番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年4月5日 |

山形県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 中山三郷寒河江線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2401番1から
同 2399番2まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年4月5日 |

山形県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 中山三郷寒河江線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番74から
同 542番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年4月5日 |

山形県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 中山三郷寒河江線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番7から
同 1162番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年4月5日 |

山形県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 路線名 | 曲川新庄線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 新庄市金沢字中関屋702番3から
同 まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和4年4月5日 |

山形県告示第295号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
屋内多目的施設	午前9時から午後10時まで	1 4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日までの第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで

2 適用期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第296号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

(イ) (ロ)以外の場合

有料公園施設の名称	区 分				利 用 料 金		
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	910円	
				上記以外の場合	1時間当たり	1,820円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,800円		
			上記以外の場合	1時間当たり	3,600円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	9,020円		
		入場料金を領収する場合		1時間当たり	36,100円		
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合				1時間当たり	450円
		上記以外の場合				1時間当たり	900円

(㊦) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して利用する場合

有料公園施設の名称	区 分				利 用 料 金		
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	450円	
				上記以外の場合	1時間当たり	900円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	900円		
			上記以外の場合	1時間当たり	1,800円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	4,510円		
		入場料金を領収する場合		1時間当たり	18,050円		
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合				1時間当たり	230円
		上記以外の場合				1時間当たり	450円

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
屋内多目的施設	会議室	1時間につき	210円	420円
	放送設備	1時間につき	50円	100円

	テニス用具	一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
	ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	

ハ 電気消費加算額

区 分		単 位	加 算 額
屋内多目的施設	全灯使用	1時間につき	1,650円
	1/2灯使用	1時間につき	810円
	持込機器電源		実費相当額

備考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市早田地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年11月1日から同月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第298号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 長井都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・1号長井駅海田線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
 (1) 収用の部分 長井市高野町一丁目、栄町及び本町一丁目地内
 (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
 令和4年3月22日 東北地方整備局告示第38号

山形県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
 新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 (1) 種 類 新庄都市計画下水道事業
 (2) 名 称 新庄公共下水道
- 3 変更の内容
 事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
 昭和57年3月5日から令和11年3月31日まで

山形県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日陰倉-2	別紙図面のとおり	地すべり
日陰倉-3	別紙図面のとおり	地すべり
柳淵-6	別紙図面のとおり	地すべり
豊牧-31	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第301号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用時間等

区 分	利用時間等
東ふ頭交流施設	午前10時から午後9時まで

2 休業日等

区 分	休 業 日 等
東ふ頭交流施設	1 毎月の第2火曜日及び第4火曜日 2 1月1日及び12月31日

3 適用期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

山形県告示第302号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 東ふ頭交流施設の利用料金

港湾施設名	使 用 区 分	利 用 料 金	備 考
休憩所	1平方メートル1月につき	2,800円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

山形県告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道第1875号
- 2 廃止に係る指定の場所 東根市大字若木字七窪5832-15、9246-193、5833-1の一部
- 3 廃止年月日 令和4年3月25日

山形県告示第304号

次の開発行為は、完了した。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和3年11月9日 指令村総建第239号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 寒河江市大字島字島南147番15、155番1、157番1、158番1、163番、164番2、164番3、164番4、164番8
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第18号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
令和4年4月5日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

2 老人ホームの項の表中

湯野浜思恩園	〃	湯野浜一丁目17番34号	を
養護老人ホーム思恩園	〃	馬町字枇杷川原23番地	に、
ユニット型特別養護老人ホームかみじ荘	〃	羽黒町手向字薬師沢198番地の3	を
ユニット型特別養護老人ホームかみじ荘	〃	羽黒町手向字薬師沢198番地の3	に改める。
地域密着型特別養護老人ホーム思恩	〃	馬町字枇杷川原23番地	

山形県選挙管理委員会告示第19号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

令和4年4月5日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

〃	三川町子育て交流施設	を	
〃	三川町子育て交流施設		
〃	庄内町 庄内町余目第一まちづくりセンター	に改める。	
〃	庄内町余目第二まちづくりセンター		
〃	庄内町余目第三まちづくりセンター		
〃	庄内町余目第四まちづくりセンター		
〃	庄内町狩川まちづくりセンター		
〃	庄内町清川まちづくりセンター		
〃	庄内町立谷沢まちづくりセンター		」

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和4年度山形県税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月5日

山形県知事 吉村美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和4年5月16日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 令和4年度山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に関するコンサルティング、システム設計、システム開発等を受託した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2096
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年4月21日（木）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月15日（金）午後3時までに山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: System update of the Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 16, 2022
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2096

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 53,855,617円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに白鷹町役場において令和4年8月5日まで縦覧に供する。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
おーばん白鷹店
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1027番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号
代表取締役 二藤部 洋
- 3 変更する事項
駐輪場の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- 4 変更年月日
令和4年4月15日
- 5 届出年月日

令和4年3月10日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	J戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		敷金
県営小出アパ ート2号	長井市台町3- 2	3DK	平方 ^{メートル} 58.0	1	一般用	円 14,200	円 16,400	円 18,700	円 21,100	円 24,100	円 27,800	3月分の 家賃に相 当する額	单身可
同	同	同	58.0	2	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800		
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同	同	4DK	71.5	3	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400		
同 白鷹アパ ート	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	3DK	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 あらとア パート1号	同 725 -1	同	74.4	2	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600		
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円(その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円(その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年4月11日から同月15日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和4年4月15日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年6月上旬

令和4年3月11日付け県公報第287号で公告した山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務の調達に係る一般競争入札（総合評価落札方式）については、中止する。

Cancellation of the tender notice.

Nature and quantity of services to be required: Development and operation management for reconstruction of the Yamagata Prefectural Library information system, 1 set

Date of invitation for tender: March 11, 2022

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察初動捜査支援システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 令和4年5月27日（金）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

山形県警察初動捜査支援システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和12年2月28日まで

ただし、契約締結の日から令和5年2月28日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和5年3月1日から令和12年2月28日までとする。

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年3月分の1箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和5年3月分の1箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室で交付するほか、山形県のホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額(契約期間における総額)の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年4月28日(木)午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年4月19日(火)午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)、3の(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様書に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Yamagata Prefectural Police Primary Criminal Investigation Support System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 27th, 2022
- (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110